

保護者各位

さくらんぼ第三保育園

保育園でダイアップを預かる場合について

当保育園では、原則として保育中の与薬は行うことはできません。しかし、医師の診断によりダイアップを処方・携帯するよう指示されたお子さんに限り、保育園での安全管理の為所定の手続きをお取りいただき、お薬をお預かりいたします。下記の書類のご提出をお願いいたします。

1. 預かることが出来る条件

- ①熱性けいれん、てんかんを起こす可能性があるとして医師が診断した場合。
- ②緊急時に保護者が対応できない場合。

2. 申し込み方法

- ①与薬依頼書、ダイアップの使用許可書、※証明書、薬剤情報提供書のコピーをご提出ください。
※薬を処方した理由、症状、薬品名が記載された医師の証明書
- ②ダイアップの使用量に変更がある場合は、再度与薬依頼書、ダイアップの使用許可書、薬剤情報提供書の提出をお願いします。

3. ダイアップをお預かりするにあたってのお願い

- ①一回分の使用量を袋に入れ、クラス・名前・預けた日の記入をお願いします。
- ②使用した際は、すぐに新しい物をお持ちください。
- ③薬の保管期限を確認し、期限切れ前に新しいものに交換してください。
- ④薬を預ける際は、必ず職員に手渡してください。

4. ダイアップを使用する場合

- ①使用する際は、保護者の方へ連絡・同意の上処置を行います。必ず連絡が取れるよう、連絡場所・方法を明確にしておいてください。
※連絡が取れず、急を要する際は園長及び代行職員の判断でダイアップを使用することがあります。
- ②けいれんが起きてしまった際、救急搬送を要請します。速やかに職場を出ていただくなど対応をお願いします。